

経済産業省

20180914 貿局第1号
輸入注意事項30第28号
経済産業省貿易経済協力局

「当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用される、モントリオール議定書附属書Aに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）、同議定書附属書Bに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）、同議定書附属書Cに掲げる物質及び同議定書附属書Eに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入の確認について」（平成11年7月21日付け輸入注意事項11第37号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成30年9月28日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用される、モントリオール議定書附属書Aに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）、同議定書附属書Bに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）、同議定書附属書Cに掲げる物質及び同議定書附属書Eに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入の確認について」の一部改正について

「当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用される、モントリオール議定書附属書Aに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入

するものを除く。)、同議定書附属書Bに掲げる物質(経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。)、同議定書附属書Cに掲げる物質及び同議定書附属書Eに掲げる物質(経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。)の輸入の確認について」(平成11年7月21日付け輸入注意事項11第37号)の題名及び本文の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成31年1月1日から施行する。

「当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用される、モントリオール議定書附属書Aに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）、同議定書附属書Bに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）、同議定書附属書Cに掲げる物質及び同議定書附属書Eに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入の確認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用される、モントリオール議定書附属書Aに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）、同議定書附属書Bに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）、同議定書附属書Cに掲げる物質及び同議定書附属書Eに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入の確認について（平成11年7月21日付け輸入注意事項1第37号）

改正後	現行
<p>当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモントリオール議定書附属書Aに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入の確認について</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 提出書類</p> <p>(1) 当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモントリオール議定書附属書Aに掲げる物質の輸入に関する確認申請書（別紙様式第1） 2通</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>[別紙様式第1]</p> <p>当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモントリ</p>	<p>当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用される、モントリオール議定書附属書Aに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）、同議定書附属書Bに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）、同議定書附属書Cに掲げる物質及び同議定書附属書Eに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入の確認について</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 提出書類</p> <p>(1) 当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる物質の輸入に関する確認申請書（別紙様式第1） 2通</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>[別紙様式第1]</p> <p>当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモントリ</p>

<p>オール議定書<u>附属書</u>に掲げる物質の輸入に関する確認申請書</p> <p>(略)</p> <p>[別紙様式第2] 当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモントリオール議定書<u>附属書</u>に掲げる物質の使用用途証明書</p> <p>(略)</p>	<p>オール議定書<u>附属書A、附属書B、附属書C及び附属書E</u>に掲げる物質の輸入に関する確認申請書</p> <p>(略)</p> <p>[別紙様式第2] 当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモントリオール議定書<u>附属書A、附属書B、附属書C及び附属書E</u>に掲げる物質の使用用途証明書</p> <p>(略)</p>
---	---